

長建協発第444号
平成24年1月13日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「暴力団排除等のための部外への情報提供」に関する通達の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、暴力団は組織や活動の実態を不透明化させるなどの動きを見せていることから、昨年10月までに各都道府県で施行された暴力団排除条例において、事業者等に対し必要な支援を行うことが都道府県の責務として規定されているところであります。

このような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、警察庁において、暴力団排除等のための部外への情報提供に関する根拠通達である「暴力団排除等のための部外への情報提供」が別添のとおり改正されました。

つきましては、暴力団等反社会的勢力の排除について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。